

社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会
評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会評議員の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬の総額は、定款第8条の規定に基づき、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲とする。

(報酬の支払方法)

第3条 評議員会に出席した評議員には、出席の都度20,000円を支払うものとする。

2 法人又は施設の行事に出席した評議員には、出席の都度10,000円を支払うものとする。

3 評議員の報酬は、その金額を通貨で、直接評議員に支払うものとする。ただし、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(旅費交通費の支給)

第4条 評議員会及び法人又は施設の行事に出席した評議員には、出席の都度、法人の旅費規程に定めるところにより、その費用を支払うものとする。

2 評議員が評議員としての職務に従事するため、特別の経費を要する場合には、法人の旅費規程に定めるところにより、その費用を支給することができる。

(評議員の賞与及び退職金)

第5条 評議員には、賞与及び退職金は支給しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。